

平成26年4月1日発行(毎月1回刊)

二田言論

MITA-HYORON
4
2014 No.1177

特集 スポーツと文化



慶應義塾

巻頭隨筆	丘の上 銀座あれこれ半世紀 ミラノに暮らして	学校経営と理念の継承	奥田義孝 指山雅美 不破あきの	754
特集・スポーツと文化				
企画会		日本のスポーツ文化の歴史と背景	山本徳郎／二宮清純／溝口紀子／ ノック・デビッド／桑川麻里生	10
企画記事		教育、スポーツにおける体罰と日本社会 日本人にとってのレスリング なぜ日本人選手はアンテスリーガで活躍できたのか	アーロン・L・ミラー 柳澤 健 ミムラユウスケ	273337
慶應義塾 史跡めぐり 第8回	望郷詩人——南紀の佐藤春夫		加藤三明	42
現代に生きる福澤諭吉のことば	その89		大久保忠宗	46
KEIO MONO MUSEUM 59	日本石炭産業関連資料コレクション		解説 杉山伸也	49
三人闇談	「サザエさん」徹底分析	情野誠人／岩松玲吉郎／富田真幸		52
ソチ・オリンピックに賛同して			石田造之	66
Researcher's Eye	「心を忘れて能を知れ」 独創的な研究はじこへ 「先生には夏休みがありますか?」		西野絹子 大東一郎 大場美穂子	94148
塾員クロスロード	「二駆芸」に賭ける! サッカーで世界中に笑顔を		澤村伊助 小堺めぐみ	5165
熱筆ノート	『食彩の文学事典』 『極方志功の眼』 『孤独な日銀』		重金敦之 石井頼子 白川浩道	686970
社中交歎	蜂	藤原由美子／田中真知／金山弘昌／井谷佳代		72
追憶	追悼 野地洋行先生		坂本達哉	79
KEIO Report	義塾のサロン「社中交歎 萬葉舎」		慶應義塾広報室	80
ヒサクニヒコのマンガ何でも劇場 三田会だより	71 82 表紙絵から	寸描(井上輝夫) 7 山上廣場 74 寄付・維持会申込者芳名	塾長室日誌(平成二十六年一月) 76 塾内ニュース 78	
扉紙 表紙 裏紙	阿部慎蔵 本文カット 清川泰次「不詳(一九六二年)」(所蔵: 田谷美術館)	ヒサクニヒコ 口絵写真 7 井上信、竹松明季 本文写真 7 白川豊子 本文写真 表紙テザイン 版行紹介		

ど七十五歳以上になるわけだから、高齢者に対するスポーツ指導者を養成すべきです。いまほどの指導者は小学校、中学校、高校、大学が対象です。大学での指導者養成カリキュラムを変えないといけない。例えば、こういう運動をやれば健康寿命が伸びますよとか、そういう具体的な方法を確立していく時期にきてていると思います。

ノックターノー 現代の日本のスポーツ文化は、最近、特に平成に入つてから大きく変わってきた。それはサッカーによく現れていると思います。

ピエトル・アルデューというフランスの社会学者が、身体の正統な使用に関する一つの対極的な理念が存在するということを指摘しています。一つは苦行的、禁欲主義的な身体を優先するスポーツです。日本の武士道的スポーツはそうですが、日本の野球も禁欲主義的、苦行的、スバルタ的です。もう一つは自然体を優先する自由放任主義的な身体を優先するスポーツです。サッカーはこちらです。

日本で明治時代にサッカーリが流行らなかつたのは、当時の日本人は武士道的な精神が広くあって、禁欲主義的な苦行的なスポーツのほうが好きだったからではないかと思います。

僕が日本に来た昭和の終わり頃はサッカーボー少年はほとんどいませんでした。サッカーボー少年の顔を見ていると、野球少年とは違うような気がします。表情が豊かというか、禁欲主義的な感じがしないのです。自然体を優先して、感情も自然に、喜びも悲しみも顔に出る。

サッカーリが最近、人気が出て、存在が大きくなつてきたということは、その背景にある日本の文化が変わってきているということだと思います。また、近代社会がポスト近代型社会に入つてきているということとも関係しているような気もします。

溝口ソチ・オリエンピックでメダルをとつたスノーボードの選手がとても表情が豊かだったのが印象的でしたね。

桑川 診断以上にすばらしい座談会に

していただきまして、ありがとうございました。

エリートスポーツや教育の現場における暴力の問題に始まり、社会の近代化と前近代的残滓の問題、また成熟した市民社会の中でスポーツが果たすべき役割まで、じつに幅広い議論をしていただきました。これほど多面的な文化化的な社会的問題に、しっかりと経験を通して話し合えるテマは、スポーツの他にはそれほどないのではないかでしょうか。二〇一〇年の東京オリンピックに向ても、今後ますます多角的にスポーツについて考察することが、大きな意義を持つてくることでしょう。

慶應義塾も日本のスポーツ、あるいは体育の歴史の中で独特の役割を果たしてきた学校でありますので、これからまた、いろいろ企画をしたいと思います。

(平成二十六年一月十一日収録)

特集●スポーツと文化

教育、スポーツにおける体罰と日本社会

アーロン・L・ミラー（京都大学白眉センター特聘助教）



「体罰」をめぐるいくつかの問い

一九六六年、ドイツの著名な精神科医・哲学者カール・ヤスバースは、ソクラテス、佛陀、孔子、そしてイエス・キリストらの生涯と思想を比較する書物を出版した。この本でヤスバースは、佛陀が「温和な」民族が生まれるのを助けたことで、永遠の遺産を残したと述べている。

アジアやその他あらゆる地域で悲惨な出来事が起こっているにもかかわらず、佛陀の教えに触れた民族には温しさが宿っている。佛教は世界宗教の一つであり、異教徒への暴力や迫害ではなく、また異端審問も魔女狩りも聖戦もないことで知られている (Jaspers 1966: 39)。

この説明は正しいだろうか。たしかに、佛教徒が異教徒

を追害したり、異端審問を行つたり、魔女狩りを煽動したりした例というものはすべには思ひ浮かない。しかし、仏教国を構成している人々の間に暴力はないのだろうか。

私は日本でほぼ十年にわたり、学校やスポーツの現場での体罰について広く研究している。そのなかで、子どもや青少年が親や教師、スポーツの指導者に殴られるのは全く珍しくないこと、そしてそれを知る人の多くは、そのような殴打を、手や足、野球のバット、あるいは竹刀によるものであれ、暴力の典型とどちらえていることがわかった。日本が「佛陀の教えに触れた」国であるにもかかわらず、である。

このような事実はヤスバースの主張を否定するように思われるうえに、さらなる疑問が浮かんでくる。

第一に、体罰は実際に「暴力」なのか、もしそうならばそれはどのような場合にも当てはまるのか。二つ目に、もし体罰が暴力ならば、その暴力的な性質は、宗教一般やど

りわけ仏教が持つ平和的な教義が、現代日本の教師の生活や仕事においてもはや大きな影響を持たなくなっている、ことを意味しているのだろうか。言い換えれば、今日の教育現場があまりに逼迫してストレスが多いため、アジアの始祖の知恵が顧みられなくなってしまったのだろうか。

最後に、もし宗教それ自体が近代社会の特徴であるとするならば、体罰は「前近代」つまり暴力を伴う教育的規範のほぼ動物的な形態に今日の教師たちが退行してしまったことを意味しているのか。あるいは、実は体罰は多くの国で近代的な労働力をもたらし、結果として近代社会を生み出した合理的・教育的実践に他ならないのだろうか。

近代日本の「体罰」史

これらの問いに答えるため、体罰に関するこれまでどのような議論が行われてきたのか、特に明治維新（一八六八年）以降の日本国内での議論を歴史的に概観してみたい。体罰は、「権威を持つ人間が、訓練や懲罰のため、自分よりも下位にある人間の身体を叩いたり、殴ったり、蹴ったりすること」と大雑把に定義できる。このような行為は日本において何世紀も前から行われてきた。しかし、それが「体罰」と命名されたのは明治時代である。“corporal punishment”が「体罰」と訳され、結果として議論を呼ぶこの語が生まれたのは、西洋への開国との帰結であった。

文部理官だった田中不二磨（一八四五—一九〇九）は

一八七一—七二年、岩倉使節団に随行してニュージャージー州を訪れた際、当地の州法が公立学校内の“corporal punishment”を禁止していることを知り、この語に出会った。この州法はその後、一八七九年に日本で体罰が全国的に禁止される「教育令」の基礎となつた。

これほど早期に体罰が禁止されていたことを知る日本人は少なく、外国人はもっと少ない（日本は世界で六番目に体罰を禁止した国である）。そして、第二次世界大戦後から現在まで、日本の教育制度において体罰は一貫して違法であることを知る人はさらに少ない。

しかし、日本の学校における体罰の禁止は、その当初からいささか曖昧であったことに触れなければいけない。教師や校長に体罰を行う権限はないが、かわりに「懲戒権」が委ねられており、彼らは体罰禁止以後も懲戒を行う選択肢を維持することができたのである。

明治から大正を通じて、この教育令については盛んに論争が行われたが、一九三〇—四〇年代になると、日本の帝国主義政策を進めるうえで、特に日本兵を訓練する方法とともに、体罰の意義に関する議論は明治・大正期と同様に続いているにもかかわらず、日本の教育政策上の公式見解としては、「日本の学校に体罰は存在しない」ことになった。

高度経済成長期（一九五五—七三年）、日本は戦争の魔壘から世界的な経済大国へと変貌したが、日本の教育システ

ムには、知的かつ従順な労働者の育成が求められるようになつた。労働者たちは企業に、そして国家に利益をもたらすべく、勤勉に働くことが期待された。この教育システムと経済との結びつきの背後で原動力として機能していたものこそ、規律訓練である。教師たちは丸暗記学習的重要性を強調し、反抗的な学生は許されなかつた。この際、教室の秩序を保ち、規則に従わない者に邪魔されずに授業を続けるため、折に触れて体罰が用いられた。

しかし一九七〇年代後半から一九八〇年代はじめにかけて、日本の教育システムは危機的状況にあるという認識が高まるとともに、十代の若者たちは「問題のある年齢層」だとみられるようになつていつた（グッドマンほか 2013）。教師と生徒の間、また生徒間の「校内暴力」は学校を悩ませる問題として関心が高まり、また学校の外でも、警視庁の統計によると「少年犯罪」は一九八三年に件数のピークを迎えている。これらの問題がメディアで喧伝されたことで、教員たちは生徒たちを管理するために、より厳しいしつけ方法を用いるようになつていつた。

日本の学校では、生徒の行動を厳格に統制し、厳しくしつける「管理制度」が、校内暴力への必要で適切な対策とされていた。そして体罰が、「管理制度」を機能させる手段とみられていた。森川（1990）が述べているように、教員、とくに体育科の教員は「体罰教師」の役割を演じることが当時期待されており、この役割は学校のピエラルキト

と秩序を維持するうえで不可欠なものとされた。

しかし、それはあくまで現場レベルにおいてのみ共有されていたものだった。他の人々、とくに国や政府レベルの教育関係者の中では、体罰は「問題」であると思われ始めていた。これは一九七九—八二年、複数の子どもたちが「矯正」トレーニングで亡くなつたり行方不明になつた戸塚ヨットスクール事件のような「極端な」ケースの影響によるものである。当時、マスコミや文科省は体罰について継続的に関心を示し、体罰を「問題」であるとしたうえで、これがどの程度の問題であるのかを調べるために検討を集め始めた。日本は体罰の問題に関して、大きく揺れている。ある者はこれを賞賛し、またある者はこれを強く非難する。体罰がここまで賛否を二分するものとなつたのは、日本のスポーツ界において他にならう。

近年の体罰事件と行政

現状は、論争の終結には程遠い。二〇一二年十二月、日本の若者がまた一人、教師から体罰を受けた後に自ら命を絶つた。大阪の桜宮高校二年生だった男子が、バスケットボール部の小村基顧問（当時）から繰り返し殴られた後、自殺したのである。事件後小村顧問は、チームの主将だった彼が期待に応える結果を挙げなかつたため平手打ちをし怪我を負わせていたことを認めた。小村顧問は当局に対し、「厳しく指導する」ために体罰を行い、それは彼がチ

ムの主将で、その役割を担える人間だからだと話した。

翌月、柔道全日本女子代表の園田隆二監督が、二〇一二年のロンドン五輪前に選手たちに暴行を行っていたことが明らかになった。監督は、金メダルという目標のプレッシャーを感じていたと弁明したが、辞任に追い込まれた。

これらの事件が起きたのとほぼ同時期、日本政府は、二〇一一年に大津市で起つた子どもの自殺はいじめが直接的な原因であり、この事件が市の教育委員会によって隠蔽されていたことを知つた。教育委員会は、事件がマスコミの集中砲火を浴びることを恐れ、問題を隠すことを選んだ。

近年のこれらの出来事は日本のニュースを賑わせ、政府を迅速な対応へと向かわせた。二〇一三年二月、安倍政権は特に設置された「教育再生実行会議」に、体罰やいじめへの対処に関する政策提言のとりまとめと答申を委任した。この会議は、学校が尊徳教育のカリキュラムを強化すること、そして立法府が「反いじめ法」を成立させることを提言した（首相官邸・教育再生実行会議 2013）。（後者は二〇一三年、いじめ防止対策推進法の成立というかたちで実現した）

政府はまだ文部科学省に対し、スポーツの指導に関する調査と、指導者に対するより厳格なガイドラインの設定を求めた（文部科学省 2013a）。報告書には以下のようにある。

スポーツは、（中略）次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同する精神、公正

「日本のスポーツ界にはつきり存在する体罰は、日本社会の（前）近代性を表しているものなのか」という問いに戻ろう。

子どもたちの知能や理性よりも、彼らの身体的な感覚に訴える「しつけの言語」であるという意味で、体罰は「前近代的なもの」、そしてほとんど動物的なしつけ法だと言えるだろう。つまり、「私たち人間の脳が理屈的に働くことをやめ、暴力に頼るほか術がない時に子どもたちに行うこと」をして、体罰をどちらえることができる。ちょうど、動物たちが自分の命を守るために何でもするように。

一方で、体罰が日本や他の先進国で行われてきたのは、訓練された従順な学生を作り出すためであり、彼らが勤勉で礼儀正しく協調性のある労働者となる準備のためと考えるならば、体罰は極めて「近代的な」しつけ法と言える。

体罰が前近代の日本の殘滓、つまり日本の教師たちが学生たちを言葉で説得することができなかつた時代の産物なのかも、あるいは日本の経済がより円滑に機能することを支えた近代社会の大きな特徴なのかも、この行為をどう定義するかによる。これまで見てきたように、文部科学省は体罰を教育の場で禁止するための努力を行つてきた。

実際、日本においては、「体罰」という語の定義、そして教育的意義についてほとんど世論の合意がなされていない。「暴力」と説明する人もいれば、「指導」や「しつけ」であると正当化する人もいる。「虐待」と言う人もいれば、「愛のムチ」と呼ぶ人もいる。法的に禁止されているにも

さや規律を尊ぶ人情を形成します。

スポーツの指導において体罰を行うことは、このようなスポーツの価値を否定し、フェアプレーの精神、ルールを遵守することを前提として行われるスポーツと相いれないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければなりません。

日本の学校で、現在はもちろんのこと何十年も前から体罰が違法であるにもかかわらず、文部科学省の調査では二〇一二年度に全国で六、七二二件の体罰事件が起きていることが明らかとなつた（文部科学省 2013b; 2013c）。文部科学省は二〇〇五年～年の統計を取っていないが、この件数はその直前、二〇〇四年の数字よりはるかに大きいものだ（文部科学省 2013b; 2013d）。二〇一二年の件数増加は、この問題がメディアの注目を大きく浴び、世間の関心が高まつたことが理由と考えることができる。

ふつう、文部科学省による学校への提言は強制力を持たないが、問題によっては学校に「通知」を出して徹底させることもある。桜宮高での自殺を受け文部科学省は二つの「通知」を出し、スポーツ指導に関する調査を実施した。体罰といじめの問題は再び国民的な注目を集めることとなつた。

体罰と（前）近代性

前述の「体罰は暴力なのか」「仏教徒は常に温和なのか」

かかわらず日本において体罰が続いているのは、これが暴力行為として日本社会全体からきつぱり否定されたことが今まで一度もないということも理由だろう。そして、日本の一部の人々が、腰の引けた政府の体罰禁止策にあまり協力的でないことによって、若い世代の教師たちが「指導」や「しつけ」といった聞こえの良い言葉で体罰を説明し、その意義を正当化し、体罰行為を続けている。

体罰が実際に暴力的行為であるなら、ヤスバースは間違つていたことになる。しかしもしも体罰が、生徒を思う教師による愛情ある教育的行為なら、平和な仏教徒の国という日本のステータスは、ほぼそのまま保たれることになる。

学生、アスリートは何を望んでいるか

どちらの論に与するにせよ、体罰は日本特有の社会現象ではなく、桜宮高での自殺のような悲劇は世界中で起きているという点には留意しなくてはいけない。近年の体罰撲滅に向けた各国での運動（Economist 2008）にもかかわらず、体罰は世界中でしつけの習慣として広く行われており、学校での教師による体罰よりも家庭での親による体罰のほうがよく見られる。また、体罰を不可欠な教育的手段とみるスポーツ指導者によつても頻繁に行われている。これは日本での例だが、他の先進国でも同様だ。つまり仏教やキリスト教、その他の宗教であつても、その国の暴力的な傾向を十分に説明することはできないようだ。

日本におけるスポーツと教育の双方において、体罰は、厳しいトレーニング方法や上下関係を表立つて崇拜しないまでも、それらをしばしば促進する教育的な文化の一部にななつている。教師や監督、親、政府の役人といった権威者が自分たちの子どもを暴力の危険から守ろうとするときですら、彼ら自身の公的な方針を、現場レベルでの実践になかなか還元できない (Miller 2013)。文科省や日本体育協会、他の公的なスポーツ団体にいる人々は、体罰や権威主義的な訓練方法は無益であり若いアスリートに危険であると主張し続けているが、一方で現場レベルのさまざまなスポーツの指導者たちは、彼らを効果的に教育するための訓練は厳しくなくてはならないと信じ続けている。

政府は、今ある反体罰の法律を将来的にさらに厳格に適用していくかもしれません。また教師に法の遵守を強く求めていく可能性もある。しかし、この問題が、桜宮高での悲劇を将来繰り返さないだけの関心を再び集められているかどうかは不透明である。これは時間が経たないとわからないことだ。私の調査から分かる今のところの結論としては、日本の学生や若いアスリートは配慮と規律を求めており、そして強固であるが公平な、また厳格であるが励ましを与えてくれる教師や監督を求めているということだ。前近代の残滓だろうが近代の特徴だろうが、そしてレトリックとしてどう正当化されようが、体罰はこの要求に応える要素にはないと私は考える。(原文英語)

参考文献

- Economist. (2008) 'Spare the Rod, Say Some', 29 May.
- ロジャード・グッドマンほか (2013)『若者問題の社会学——視線と射程』井本由紀監訳、明石書店。
- Jaspers, Karl (1966) Socrates, Buddha, Confucius, Jesus: The Paradigmatic Individuals (1: Houghton Mifflin Harcourt).
- Miller, Aaron L. (2013) Discourses of Discipline: An Anthropology of Corporal Punishment in Japanese Schools and Sports. Berkeley, CA: Institute of East Asian Studies.
- 文部科学省 (2013a)「運動部活動の在り方に關する調査研究報告書」
⟨www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afieldfile/2013/05/27/1335529_1.pdf⟩ (110-13年十月十五日アクセス)
- (2013b)「体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)」
⟨http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1338620.htm⟩ (110-13年十月十五日アクセス)
- (2013c)「体罰の実態把握について(第二次報告)」⟨www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2013/08/09/1338569_01_2_1.pdf⟩ (110-13年十月十五日アクセス)
- (2013d)「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」⟨www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.html⟩ (110-13年十月十五日アクセス)
- 森川貞夫 (1990)「なぜ体育教師は暴力／体罰教師になるのか」という声に対して』『体育学研究』第三四卷一号、七四一八〇頁。
- 首相官邸・教育再生実行会議 (2013)「いじめの問題等への対応について(第一次提言)」⟨www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dail_1.pdf⟩ (110-13年十月十五日アクセス)

特集●スポーツ文化

日本人にとってのレスリング

柳澤 健
(ソーシャル・アクションライター・豊原)



大多数の日本人にとって、レスリングは実に不思議なスポーツでしょう。

レスリングなんてやつたことがない。自分の周囲でやっている人を見たことがない。テレビに映るのは四年に一度のオリンピックの時だけ。

にもかかわらず、日本レスリングはどうしてこんなに強いのでしょうか？ロンドンオリンピックで日本選手団が獲得した金メダルは全部で七個。そのうち過半を超える四個がレスリングです（女子の小原日登美、伊調馨、吉田沙保里、男子の米満達弘）。その他女子柔道の松本薫、男子体操個人総合の内村航平、ボクシングの村田諒太で計七個）。

競技人口が極端に少ないにもかかわらず、他のどの競技

団体よりも好成績を残している。不思議だというほかないません。

「マイナースポーツだからだろう？」

あなたがそう考えているとしたら大きな間違いです。FILA国際レスリング連盟の加盟国は一七七カ国。国連加盟国一九三カ国よりちょっと少ないだけです。

水泳にはアールが、体操には鞍馬や吊り輪や鉄棒が、野球にはバットやボールが、柔道には畠や道着が、相撲にはまわしが、ボクシングにはグローブが必要です。

でも、レスリングに用具は必要ありません。パンツ一枚にTシャツでも羽織れば、男子でも女子でもできます。レスリングは、どれほど貧しくとも強くなれるのです。